

夏季休暇中における動植物検疫の徹底について

令和5年7月25日

海外から日本へ肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。詳細は以下をご確認ください。

○ 動物検疫所ウェブサイト

「輸入動物検疫等に係るFAQ」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/FAQaboutAnimalQuarantine.pdf>

「肉製品などのおみやげについて（持ち込み）」

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願い～」

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

○ 植物防疫所ウェブサイト

「よくあるご質問（海外からの持ち込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です（旅行者（携行品）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○ リーフレット

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/leafletGW.PDF>